

新潟市亀田あけぼの会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第59号

新潟市亀田あけぼの会館条例施行規則を廃止する規則

新潟市亀田あけぼの会館条例施行規則（平成17年新潟市規則第23号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。